

中山間地域における農林業の維持発展に向けた 新たな支援制度の構築等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、米をはじめとした農林産物の主要な産地であり、大消費地への食料等の供給基地としての役割とともに、中山間地域が有する国土保全、水源かん養、景観形成、大気保全機能などの公益的機能の維持という大きな役割も果たしている。

平成12年度から開始された中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生防止や生産組織の育成など、中山間地域農業の維持には一定の効果があったものの、自然・社会条件が厳しく規模拡大が困難な地域では十分な所得が確保されず、若者の就農を促進するまでには至っていない。

このため、規模拡大による所得確保が困難な中山間地域において、多様な担い手が安心して農業経営に取り組めるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に加え、社会政策的観点も含めた公的なサポートの拡充による新たな支援制度を、国が責任を持って構築すること。加えて、地域の特性に合わせた農業を実現するために収益性の高い園芸作物等に新たに組み込む場合の支援制度の継続を要望する。

一方、林業については、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎えてきているものの、林業者の収益性の確保が難しく、林業生産活動が停滞しているという課題がある。

このため、地域の創意工夫を生かし、素材生産から木材利用に至る総合的な取組により、林業の成長産業化を実現できるよう、積極的かつ継続的な国の支援を要望する。

- 1 農業を営むことで他産業並みの所得が確保できるよう、中山間地域等直接支払制度の農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に加え、中心市街地へのアクセスや積雪量など自然・社会条件を踏まえた新たな地域維持支払と、新規就農者の所得を一定期間、一定水準保障する仕組み等を導入することにより公的サポートを拡充すること。
- 2 公的なサポートの拡充による新たな支援措置の構築にあたっては、安定した財源の確保により将来にわたって機能し、地域裁量が発揮される制度となるよう国が責任をもって行うこと。

- 3 中山間地域において地域の特性に合わせた農業を実現するため、強い農業づくり交付金の予算増額や産地パワーアップ事業の基金積み増しなど、収益性の高い園芸作物等に新たに取り組む場合の支援制度を継続すること。
- 4 地域の実情を踏まえ、素材生産から木材加工・流通・利用までの総合的な取組が推進できるよう、次世代林業基盤づくり交付金の安定的かつ十分な予算の確保と柔軟な運用を図ること。